

令和七年七月二十日執行

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙ポスター掲示場

鳴門市選挙管理委員会

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

- 一 注意
- この掲示場は、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の候補者以外の方は使用できません。
- 二 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターは、立候補の届出の順位と同じ番号が表示してある区画にはつけてください。
- 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

備考
二 掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
一 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横四十五センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。